

## 英国における強制実施権制度の概要

### 1. 強制実施権が認められる要件

#### (1) 概要

- ・英国特許法では、第 48 条から 54 条に強制実施権に係る規定がおかれている。
- ・英国特許法は、特許権者が WTO 加盟国の者である場合<sup>1</sup>（以下、WTO 特許権者という。）(第 48 条 A)と特許権者が非 WTO 加盟国の者である場合(第 48 条 B)に分けて規定している。

#### (2) WTO 特許権者の特許の場合

- ・強制実施権を請求するためには、以下のいずれかに該当しなければならない。

##### 国内の需要が満たされていない場合

特許発明が製品の場合に、英国内での当該製品に対する需要が合理的な条件の下に満たされていないこと。

##### 特許権者が実施許諾を拒絶した場合

特許権者が合理的条件で実施許諾することを拒絶したことにより、以下のいずれかの状況が生じていること。

- (i) 当該特許に係る発明との関係において相当の経済的重要性を有する重大な技術進歩を含むその他の特許発明の英国内における実施が妨げられ又は支障を受けている場合（利用関係の場合）。
- (ii) 英国内における商業上又は産業上の活動の確立又は発展が不当に害されている場合。

##### 特許権者の課した条件が不当な場合

特許に基づく実施権の付与や特許製品の処分又は使用等に関して特許権者により課せられた条件により、以下が不当に害されている場合。

- (i) 特許の保護を受けていない材料の生産、使用又は処分。
- (ii) 英国内における商業上又は産業上の活動の確立又は発展。

- ・請求者が合理的な商業上の条件で特許権者から許諾を得る努力を行い、かつ合理的な期間内にその努力が成功しなかった場合に限り、強制実施権が付与される。
- ・特許発明が半導体技術分野に係るものである場合は、実施許諾しない。
- ・利用関係に係る強制実施権は、利用発明の特許権者が WTO 特許権者及びその実施権者に対して、当該利用発明に係る特許について合理的条件で実施許諾を行うことが可能であり、かつその意思があると長官が認めなければ、付与されない。

#### (3) 非 WTO 特許権者の特許の場合

- ・TRIPS 協定及び EC 法との整合性の観点から、1999 年特許商標（世界貿易機関）規則により 1977 年特許法が改正された。この改正により、強制実施権の付与のための要件がかなり限定された。

<sup>1</sup> WTO 加盟国の者である場合とは、WTO 加盟国の国民、その国に住所を持つ者又はその国に事実上かつ効果的な産業上若しくは商業上の拠点を持つ者をいう。

- ・WTO 特許権者の特許の場合と比較すると、物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することを禁止する TRIPS 協定第 27 条に反して英国内において生産された物と国外から輸入された物を区別していることや強制実施権について詳細に規定した TRIPS 協定第 31 条の要件を満たしていないこと等の相違点がある。
- ・現在この規定の適用対象となる主要国は、ロシア及び台湾。

## 2. 手続き等

### 強制実施権の付与

- ・特許付与の日から 3 年経過した後は、誰でも長官に対して強制実施権の請求ができる。
- ・長官による実施許諾命令の決定における考慮要素。
  - 発明の性質。
  - 特許権付与の告示の公報への公告以降経過した時間。
  - 当該発明の十分な実施をするために当該特許権者又は実施権者がすでにとった措置。
  - 公益上当該発明を実施させるため当該命令により実施権が与えられるはずである者の能力（請求者の能力）。
  - （請求が認容される場合）資本の投下及び当該発明の実施につき請求者が負担すべきリスク。

### 強制実施権の譲渡

- ・利用関係に係る強制実施権は、利用発明に係る特許と一緒に譲渡できない。

### 強制実施権の条件

- ・WTO 特許権者の特許に関して付与される強制実施権には、以下の条件が付される。
  - 非排他的な実施権とする。
  - 特許発明の使用を享受するに供する企業又は営業の一部と共に譲渡する場合を除くほか、譲渡することができない。
  - 主として英国内の市場への供給を目的とする。
  - その許諾の経済的価値を考慮し、当該特許権者が個々の場合における状況に応じ適当な報酬を受けるという条件を含む。
  - 許諾の目的に応じて、範囲及び期間が限定される。

## 3. 強制実施権に関連した事例

- ・現行制度（1999 年改正以降）の下で強制実施権が付与された事例なし。

### < 旧法下で申請が拒絶された事例 >

#### Therma-Tru Corp.'s Patent, [1997] RPC 777.

##### [ 判示事項 ]

- ・(1977 年) 特許法第 50 条 2 項 (b) 項に従い、特許庁長官は強制実施権の付与に際し、申請者が公益上当該発明を実施させるための能力を有しているか否かを考慮する必要があるが、本件申請は「自己の関連会社のため」であり、「公益のため」に申請したことを立証できなかったため、本件申請は認められない。

#### [ 事件概要 ]

T社は、圧縮成形ファイバグラス表皮と発泡コアを構成要素とするドアに関する特許を取得していた。A社は、「適切な価格で国内需要をまかなう程には十分に実施されていない」ことを理由に強制実施権の付与を請求した。また、A社は自己の関連会社に再実施させるという事業内容を説明した。特許庁長官は、A社は輸入によって特許実施製品の実質的な国内需要をまかなっていることを立証したが、当該発明が英国内で十分実施されていないことの立証が十分ではないとして申請を拒絶した。これを不服としたA社が特許裁判所に提訴したのが本件である。

#### 4. 法改正の動向

- ・現在のところ、法改正の予定なし。

#### 5. その他

##### (1) 独占・合併委員会の報告の結果として行使可能な権限（第51条）

- ・次の～の趣旨の結論を包含する独占・合併委員会の報告が国会に対して提出された場合、委員会の報告の宛先となる大臣は、下記の措置をとることを長官に請求することができる。

独占に関する付託に基づき、独占状況が存在し、委員会の認定した事実が公益に反するものであり又は反するものとなることが予期されるという趣旨の結論。

合併に関する付託に基づき、調査に値する合併状況が作り出され、かつ作り出された前期状況又はその結果として生ずるところのその報告に指摘される特異な諸要素が公益に反するものであり若しくは反するものとなることが予期されるという趣旨の結論。

競争に関する付託に基づき、ある者が、公益に反したか又は公益に反することが予期される非競争的慣習を行っていたという趣旨の結論。

1980年競争法第11条の規定による付託に基づき（公共体及びある種の他の者）ある者が公益に反する一連の行為を行っているという趣旨の結論。

- ・長官は、報告中で指摘される上記事項が以下に該当すると思料する場合には、この条件の取消又は修正等を行うことができる。

(a) 特許権者によりある特許の下で与えられた実施権に係る条件が、実施権者によるその発明の実施若しくは他の実施権を許諾する特許権者の権利を制限すること。

(b) 合理的な条件の下にある特許の下で実施権を与えることを特許権者が拒絶したこと。

##### (2) 国王の諸般の国務行為のためにする特許発明の実施（第55条）

- ・政府機関及びある政府機関から書面によって授けられた者は、国王の諸般の国務行為のためにある特許発明につき英国内において当該特許権者の同意を得ないで当該特許発明の実施を行うことができる。
- ・関連する政府機関は、特許権者に対し、特許製品を供給する契約、特許方法を実施する契約、又は特許方法を利用して製造したものを供給する契約を受注できなかったことから発生する損失を補償する。